

協和町西団地 1 7 号館ほか 1 棟解体工事

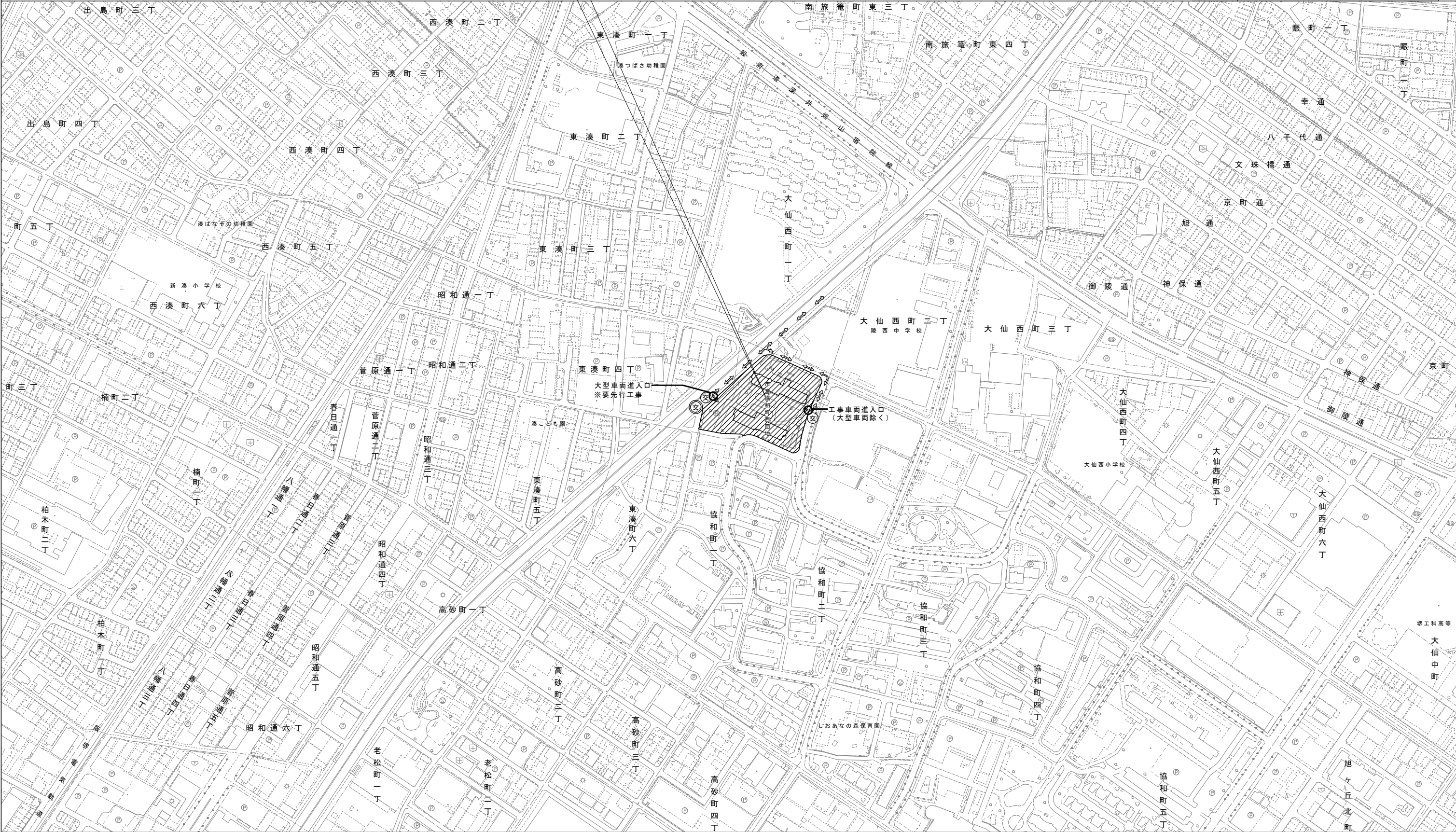
設 計 図 書					
図 面 リ ス ト					
図 面 番 号	意 匠 図 面	図 面 番 号	意 匠 図 面	図 面 番 号	構 造 図 面
A/001	特記仕様書（1）	A/062	1 8 号館 建具リスト（2）	S/001	1 7 号館 基礎伏図・杭伏図
A/002	特記仕様書（2）	A/063	1 8 号館 建具リスト（3）	S/002	1 7 号館 基礎リスト・地中梁リスト
A/003	特記仕様書（3）	A/064	1 8 号館 雑詳細図	S/003	1 7 号館 壁床梁伏図（1）
A/004	付近見取図	A/065	電気室 平面図・立面図・矩計図	S/004	1 7 号館 壁床梁伏図（2）
A/005	敷地求積図	A/066	附帯施設撤去配置図	S/005	1 7 号館 壁床梁伏図（3）
A/006	現況配置図	A/067	雨水樹撤去配置図	S/006	1 7 号館 柱芯図
A/007	仮設計画図（1）	A/068	舗装撤去配置図	S/007	1 7 号館 柱リスト
A/008	仮設計画図（2）	A/069	樹木撤去配置図	S/008	1 7 号館 大梁リスト（1）
A/009	仮設詳細図	A/070	外構詳細図（1）	S/009	1 7 号館 大梁リスト（2）
A/010	撤去完了図	A/071	外構詳細図（2）	S/010	1 7 号館 大梁リスト（3）
A/011	1 7 号館 外部仕上表・共用部分内部仕上表	A/072	外構詳細図（3）	S/011	1 7 号館 小梁床壁リスト
A/012	1 7 号館 ユニット内部仕上表			S/012	1 7 号館 階段配筋図・その他
A/013	1 7 号館 平面図（1）	図 面 番 号	電 気 図 面	S/013	1 7 号館 鉄骨軸組図
A/014	1 7 号館 平面図（2）			S/014	1 7 号館 鉄骨梁詳細図
A/015	1 7 号館 平面図（3）	AE/001	設備工事共通 特記仕様書	S/015	1 8 号館 基礎伏図・杭伏図
A/016	1 7 号館 立面図	AE/002	幹線撤去配置図	S/016	1 8 号館 基礎詳細図
A/017	1 7 号館 断面図	AE/003	1 7 号館 平面図（1）	S/017	1 8 号館 地中梁断面リスト
A/018	1 7 号館 矩計詳細図（1）	AE/004	1 7 号館 平面図（2）	S/018	1 8 号館 梁伏図（1）
A/019	1 7 号館 矩計詳細図（2）	AE/005	1 7 号館 平面図（3）・系統図	S/019	1 8 号館 梁伏図（2）
A/020	1 7 号館 外部階段（1） 平面詳細図・断面詳細図	AE/006	1 7 号館 住戸平面詳細図	S/020	1 8 号館 軸組図（1）
A/021	1 7 号館 外部階段（2） 平面詳細図	AE/007	1 8 号館 平面図（1）	S/021	1 8 号館 軸組図（2）
A/022	1 7 号館 外部階段（2） 平面詳細図・断面詳細図・詳細図	AE/008	1 8 号館 平面図（2）・系統図	S/022	1 8 号館 柱断面リスト
A/023	1 7 号館 E.L.V.ホール・階段室・平面詳細図（1）	AE/009	1 8 号館 住戸平面詳細図	S/023	1 8 号館 大梁断面リスト（1）
A/024	1 7 号館 E.L.V.ホール・階段室・平面詳細図（2）	AE/010	電気室 幹線動力 平面詳細図・立面図・断面図	S/024	1 8 号館 大梁断面リスト（2）、小梁断面リスト
A/025	1 7 号館 E.L.V.ホール・階段室・断面詳細図			S/025	1 8 号館 床版配筋リスト・壁配筋リスト・床版配筋詳細図
A/026	1 7 号館 ユニット詳細図	図 面 番 号	機 械 図 面	S/026	1 8 号館 屋内階段配筋詳細図・屋外階段配筋詳細図
A/027	1 7 号館 ユニット展開図・伏図			S/027	1 8 号館 雑配筋詳細図
A/028	1 7 号館 キープラン（1）	AM/001	設備工事共通 特記仕様書	S/028	1 8 号館 鉄骨架構要領図
A/029	1 7 号館 キープラン（2）	AM/002	給水設備 配置図	S/029	1 8 号館 鉄骨梁伏図
A/030	1 7 号館 建具リスト（1）	AM/003	污水排水設備 配置図	S/030	1 8 号館 鉄骨軸組図
A/031	1 7 号館 建具リスト（2）	AM/004	ガス設備 配置図	S/031	1 8 号館 柱芯図
A/032	1 7 号館 建具リスト（3）	AM/005	1 7 号館 系統図（給排水）	S/032	1 8 号館 柱詳細図（1）
A/033	1 7 号館 天井伏図（1）	AM/006	1 7 号館 住戸平面詳細図（給排水）	S/033	1 8 号館 柱詳細図（2）
A/034	1 7 号館 天井伏図（2）	AM/007	1 7 号館 雑詳細図	S/034	1 8 号館 梁詳細図（1）
A/035	1 7 号館 天井伏図（3）	AM/008	1 8 号館 系統図（給排水）	S/035	1 8 号館 梁詳細図（2）
A/036	1 7 号館 部分詳細図（1）	AM/009	1 8 号館 住戸平面詳細図（給排水）	S/036	電気室 構造図
A/037	1 7 号館 部分詳細図（2）	AM/010	1 8 号館 給排水衛生設備 雑詳細図		
A/038	1 7 号館 部分詳細図（3）	AM/011	1 8 号館 回転ドラム詳細図	図 面 番 号	電 気 図 面
A/039	1 8 号館 外部仕上表・共用部分内部仕上表			E/001	電気設備工事 特記仕様書（1）
A/040	1 8 号館 ユニット内部仕上表			E/002	電気設備工事 特記仕様書（2）
A/041	1 8 号館 平面図（1）			E/003	設備工事共通 特記仕様書
A/042	1 8 号館 平面図（2）・断面図			E/004	付近見取図
A/043	1 8 号館 立面図			E/005	仮設計画図
A/044	1 8 号館 1 階平面詳細図			E/006	幹線撤去配置図
A/045	1 8 号館 2 階平面詳細図			E/007	幹線撤去完了図
A/046	1 8 号館 3 ～ 8 階・PH階・PH2 階・PHR階 平面詳細図				
A/047	1 8 号館 矩計図				
A/048	1 8 号館 断面詳細図（1）			図 面 番 号	機 械 図 面
A/049	1 8 号館 断面詳細図（2）			M/001	機械設備工事 特記仕様書（1）
A/050	1 8 号館 ホンフ室・回転ドラム室・玄関フロア 断面詳細図			M/002	機械設備工事 特記仕様書（2）
A/051	1 8 号館 ユニット矩計図			M/003	設備工事共通 特記仕様書
A/052	1 8 号館 ユニット平面詳細図			M/004	付近見取図
A/053	1 8 号館 ユニット展開図			M/005	仮設計画図
A/054	1 8 号館 屋上螺旋階段詳細図			M/006	給水設備 配置図
A/055	1 8 号館 外部階段詳細図			M/007	污水排水設備 配置図
A/056	1 8 号館 連絡橋詳細図				
A/057	1 8 号館 床伏図				
A/058	1 8 号館 天井伏図				
A/059	1 8 号館 キープラン（1）				
A/060	1 8 号館 キープラン（2）				
A/061	1 8 号館 建具リスト（1）				

堺市建築都市局建築部

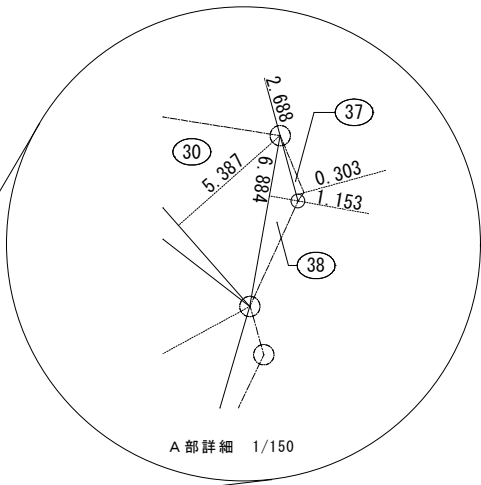
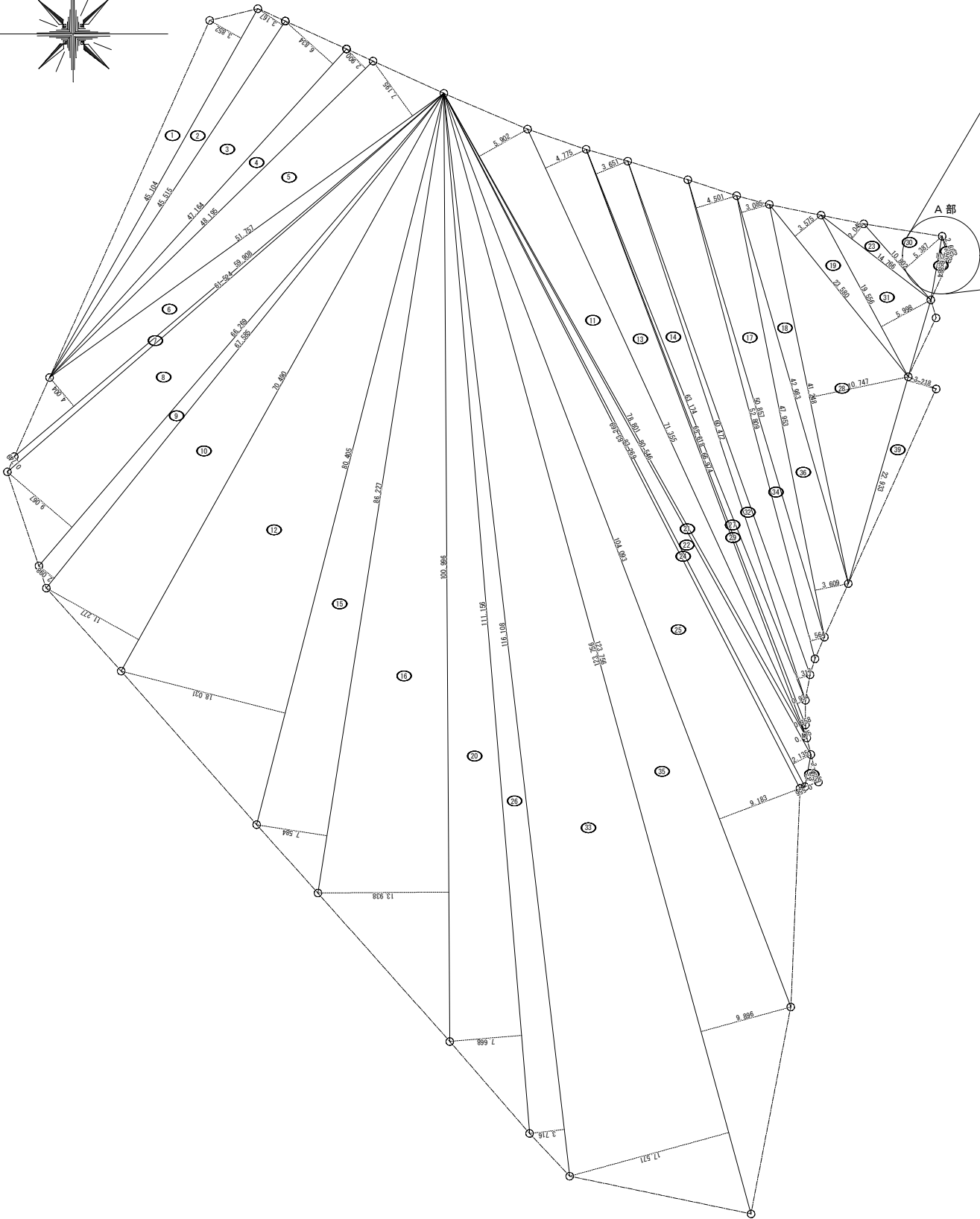
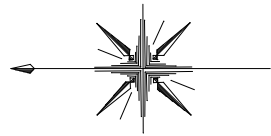
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項		
② 仮設工事	⑧ 養生	＊ 解体工事中は廃材、ほこり等が飛散しないようシート養生を行う。 ・ 木造仕様 ・ 平家建 ー 高さ3.6m程度 ・ 図示 ・ 中2階、2階建 ー 高さ5.4m程度 ・ 図示 ＊ シート張り用の丸太ピッチは3m以内、横つなぎは1.5m以内とし、各丸太共控えをもうける。 ○ 木造及び 仕様は図示 木造以外 ＊養生用仮設物は原則として建物の柱、梁に緊結し強風時の倒塌防止に努める。 仕様 ＊シート張の高さは建物高さ＋1m程度とする。（範囲は図示） ＊ 重機等の搬出入時は、道路面等の損傷が生じぬよう養生を行う。 足場を設ける場合は、「『手すり先行工法に関するガイドライン』について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。	⑤ 石綿含有建材の除去等	① 石綿を含有する建築設備 2 石綿粉じん濃度測定	・ 保温材（配管エルボ） ・ ガスケット（ダクト） ＊ 別途協議（図面にない該当設備が判明した場合） 測定は種類に応じて、下表のとおりとする	⑤ 石綿含有成形形成板の処理手順	⑨ 石綿含有成形形成板の処理手順	F. 除去作業 1. 除去は石綿を含まない内装材及び外部建具等の撤去に先掛け行うこと。 2. 除去は破壊または破断を行わない方法で行うものとし、できる限り原形のまま除去すること。 3. 除去作業は散水により常に湿潤な状態として行うこと。 ただし、散水は過度に行わないこと。 4. 除去作業には呼吸用保護具、保護服 ¹ 及び作業着を着用させること。 G. 集積、運搬等 1. 除去した石綿含有成形板の集積及び積込みにあたっては、高所より投下しないこと。 2. 破砕等に伴い排出される粉末状や小片の非飛散性石綿廃棄物は、丈夫なビニール袋に入れて運搬すること。 3. 除去した石綿含有成形板を現場内で保管する場合は、シート等で覆い保管場所には、石綿含有成形板の保管場所である表示を行うこと。 4. 石綿含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆うこと。 H. 除去物の処分 1. 石綿含有成形板は、関係法令に従い適切に処分すること。 2. マニフェストによる管理を行い、マニフェストには「石綿含有産業廃棄物」であることを明示すること。		
	⑨ 道路養生 ⑩ 仮設足場	＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。		3 専門工事業者 ④ 作業主任者 ⑤ 除却業者 ⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	（注）：各施工箇所毎の室面積が5.0㎡以下までは2点、3.0㎡以下までは3点とし、3.0㎡を超えるものは、1.0㎡2毎に1点を追加する。 （※）：吹付け材等…吹付け材（レベル1）及び保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル2） 測定方法 石綿粉じん濃度の測定方法は、「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法」 第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）による位相顕微鏡法による測定 ○ 都道府県に登録されている作業環境測定機関 ・ 都道府県に登録されている作業環境測定機関に属する作業環境測定士計数分析 ○ 第一種作業環境測定士（1号登録） ・ 第一種作業環境測定士（1号登録・クロスチェック事業Aランク）報告書3部作成 ＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による		10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧の維持の確認及び記録 5. 作業場内の負圧の維持 6. 作業開始後の集じん・排気装置の粉塵計を用いた確認、記録、保存 7. 粉塵飛散抑制剤等により飛散抑制を行う。 8. 呼吸用保護具（防護マスク）、作業衣及び保護衣を使用し、吹付け石綿を掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布する。 9. 施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去 F. 集積、運搬、処分等 1. 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 G. 施工記録・報告 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。		
	③ 解体	① 解体工法		＊ 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を使用する。 また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。 なお、油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー、アイヨン）は、原則として使用しないこととする。 建物は、外装材、内部造作材躯体に分別して解体すること。 ＊ 工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督員に提出し、承諾を得ること。	⑤ 石綿含有建材の除去等		⑧ 石綿含有建材リスト ⑨ 石綿含有成形形成板の処理手順	A. 事前調査 1. 設計図書の資料、目視及び建材の石綿含有率の分析による調査の実施 2. 事前調査結果の書面の作成 ※作成に当たっては、次に挙げる資格を有する者によるものとする。 ②は2023年9月末まで ①特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者（平成30年 厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号） ②労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者の内石綿等の除去等の作業の経験を有する者 3. （一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者 4. 事前調査結果の掲示（調査を行った者の情報、石綿含有建築材料の使用の有無・種類、事前調査の終了年月日、事前調査方法） B. 作業計画 石綿含有建材の除却方法や石綿飛散防止計画等の作成 1. 作業の方法及び順序 2. 石綿粉塵の発散を防止し、又は抑制する方法 3. 労働者及び建物使用者等への石綿粉塵の暴露を防止する方法 C. 計画の届出 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出 D. 石綿作業主任者の選任等 1. 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 2. 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 E. 飛散防止の対策等 1. 外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 2. 建物外周部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で囲うこと。 3. ケイ酸カルシウム板第1種を切断等により除去する場合、隔離養生（負圧不要）を行うこと。	11 石綿含有仕上塗材の処理手順	F. 飛散防止の対策等 1. 外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 2. 建物外周部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で囲うこと。
	④ 解体工事	② 施工計画書等		＊ 工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督員に提出し、承諾を得ること。			④ 作業主任者	＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。	11 石綿含有仕上塗材の処理手順	F. 飛散防止の対策等 1. 外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 2. 建物外周部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で囲うこと。
	④ 解体工事	③ 基礎撤去 ④ 杭の解体		＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。			⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による	10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧の維持の確認及び記録 5. 作業場内の負圧の維持 6. 作業開始後の集じん・排気装置の粉塵計を用いた確認、記録、保存 7. 粉塵飛散抑制剤等により飛散抑制を行う。 8. 呼吸用保護具（防護マスク）、作業衣及び保護衣を使用し、吹付け石綿を掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布する。 9. 施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去 F. 集積、運搬、処分等 1. 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 G. 施工記録・報告 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
		⑤ 樹木撤去		＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。			⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による	10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧の維持の確認及び記録 5. 作業場内の負圧の維持 6. 作業開始後の集じん・排気装置の粉塵計を用いた確認、記録、保存 7. 粉塵飛散抑制剤等により飛散抑制を行う。 8. 呼吸用保護具（防護マスク）、作業衣及び保護衣を使用し、吹付け石綿を掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布する。 9. 施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去 F. 集積、運搬、処分等 1. 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 G. 施工記録・報告 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
		⑥ 地中埋設物		＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。			⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による	10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧の維持の確認及び記録 5. 作業場内の負圧の維持 6. 作業開始後の集じん・排気装置の粉塵計を用いた確認、記録、保存 7. 粉塵飛散抑制剤等により飛散抑制を行う。 8. 呼吸用保護具（防護マスク）、作業衣及び保護衣を使用し、吹付け石綿を掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布する。 9. 施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去 F. 集積、運搬、処分等 1. 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 G. 施工記録・報告 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
		⑦ 地中障害物		＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。			⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による	10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧の維持の確認及び記録 5. 作業場内の負圧の維持 6. 作業開始後の集じん・排気装置の粉塵計を用いた確認、記録、保存 7. 粉塵飛散抑制剤等により飛散抑制を行う。 8. 呼吸用保護具（防護マスク）、作業衣及び保護衣を使用し、吹付け石綿を掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布する。 9. 施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去 F. 集積、運搬、処分等 1. 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 G. 施工記録・報告 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
		⑧ 設備関係申請 ⑨ 給水管 ⑩ 浄化槽解体		＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。			⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による	10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧の維持の確認及び記録 5. 作業場内の負圧の維持 6. 作業開始後の集じん・排気装置の粉塵計を用いた確認、記録、保存 7. 粉塵飛散抑制剤等により飛散抑制を行う。 8. 呼吸用保護具（防護マスク）、作業衣及び保護衣を使用し、吹付け石綿を掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布する。 9. 施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去 F. 集積、運搬、処分等 1. 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 G. 施工記録・報告 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
		⑪ 埋戻し・盛土		＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。			⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による	10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧の維持の確認及び記録 5. 作業場内の負圧の維持 6. 作業開始後の集じん・排気装置の粉塵計を用いた確認、記録、保存 7. 粉塵飛散抑制剤等により飛散抑制を行う。 8. 呼吸用保護具（防護マスク）、作業衣及び保護衣を使用し、吹付け石綿を掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布する。 9. 施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去 F. 集積、運搬、処分等 1. 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 G. 施工記録・報告 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
⑫ 整地		＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。	⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による		10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧の維持の確認及び記録 5. 作業場内の負圧の維持 6. 作業開始後の集じん・排気装置の粉塵計を用いた確認、記録、保存 7. 粉塵飛散抑制剤等により飛散抑制を行う。 8. 呼吸用保護具（防護マスク）、作業衣及び保護衣を使用し、吹付け石綿を掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布する。 9. 施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去 F. 集積、運搬、処分等 1. 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 G. 施工記録・報告 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。			
⑬ 撤去跡調査		＊ 基礎は捨コンまで全て撤去する。 ・ 砕石まで撤去する ○ 行う（工法 ○ 引き抜き工法 ・ 破砕工法） 埋戻し ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ＊セメントミルク（掘削外径の100%充填） セメントミルクの配合は圧縮強度（28日）300KN/㎡程度を確保すること。 ・ 行わない ・ 別途協議（杭の有無不明） ＊ 伐根とする。 （歩道橋ゲッキに影響を与える範囲に関しては、別途協議とする。） ＊ 工事施工に先立ち地中ケーブル、埋設物の調査確認を行い、その付近については十分注意し、施工を行う。 使用管について万一損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧する。 ＊ 工事中、図示されていない障害物等が出た場合、監督員に報告し、軽微な物については速やかに撤去する。 ＊ 別途、設計図書の範囲を超える作業については監督員の指示による。 ＊ 堺市指定工事事業者による。 ○ 敷地内給水管は敷地境界線にて止水栓止めとする。 ・ 図示による。 ・ 有 ○ 無 ＊ 汲み取りは堺市許可業者により、便槽は汲み取り後水洗いし消毒を行う。 消毒剤はクレゾール液、オスバン液程度とする。 ＊ 浄化槽清掃実施係（堺市環境事業部業務課受押印したもの）を提出する。 ＊ 場内土 機器による締固め ・ 購入土 ＊ 現状地盤レベルにて荒整地を行う。 ・ 図面指示による。 ○ レベル測定（5mメッシュ）し資料を提出する。 ○ 基礎及び地中埋設物撤去後試掘確認を行う。 （撤去路：8箇所・付帯施設路：10箇所）位置は監督員の指示による。	⑥ 石綿含有分析調査 ⑦ 解体・処分	＊ 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 ＊ 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ＊ 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 ・ 行う ・ 行わない ＊ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） ＊ 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府の石綿対策」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（令和2年版）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等に基づき適切に行うこと。 ＊ 図示による		10 石綿含有吹付け材等の処理手順	E. 除去作業 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. セキュリティゾーン及び負圧・除塵装置の設置 3. 作業開始前の集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び記録 4. 作業開始前の負圧			

工事対象地：堺市堺区協和町1丁1番地1
工事対象建物：協和町西団地17号館、18号館、発電機室、ポンプ室、電気機械室

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	工事対象地	
	交通誘導員 2名	国道26号線側には、検定合格格整備員を配置すること。
	交通誘導員 (スポット) 8名	国道26号線側には、検定合格格整備員を配置すること。
	工事車両ルート	

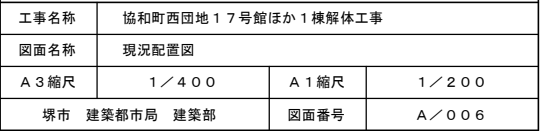


工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	付近見取図		
A3縮尺	1/5000	A1縮尺	1/2500
堺市 建築都市局 建築部		図面番号	A/004



番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	45.104	3.852	173.740608	86.8703040
2	45.515	3.167	144.146005	72.0730025
3	47.164	6.834	322.318776	161.1593880
4	48.195	2.900	139.765500	69.8827500
5	51.757	7.195	372.391615	186.1958075
6	59.908	4.004	239.871632	119.9358160
7	61.524	0.749	46.081476	23.0407380
8	66.269	9.067	600.861023	300.4305115
9	67.585	2.098	141.793330	70.8966650
10	70.490	11.277	794.915730	397.4578650
11	78.801	5.902	465.083502	232.5417510
12	80.405	18.031	1,449.782555	724.8912775
13	71.355	4.775	340.720125	170.3600625
14	63.174	3.651	230.648274	115.3241370
15	86.227	7.584	653.945568	326.9727840
16	100.996	13.938	1,407.682248	703.8411240
17	50.857	4.501	228.907357	114.4536785
18	42.983	3.085	132.602555	66.3012775
19	23.580	3.575	84.298500	42.1492500
20	111.156	7.668	852.344208	426.1721040
21	80.546	0.475	38.259350	19.1296750
22	83.269	2.135	177.779315	88.8896575
23	14.766	2.045	30.196470	15.0982350
24	83.269	0.556	46.297564	23.1487820
25	104.093	9.183	955.886019	477.9430095
26	116.108	3.716	431.457328	215.7286640
27	65.618	0.934	61.287212	30.6436060
28	41.248	10.747	443.292256	221.6461280
29	66.974	0.358	23.976692	11.9883460
30	10.802	5.387	58.190374	29.0951870
31	19.556	5.998	117.296888	58.6484440
32	60.472	1.317	79.641624	39.8208120
33	123.756	17.571	2,174.516676	1,087.2583380
34	52.809	1.564	82.593276	41.2966380
35	123.756	9.896	1,224.689376	612.3446880
36	47.953	3.609	173.062377	86.5311885
37	2.688	0.303	0.814464	0.4072320
38	6.884	1.153	7.937252	3.9686260
39	22.933	3.218	73.798394	36.8991970
40	3.482	1.326	4.617132	2.3085660
合 計				7,513.7453130
敷 地 面 積				7,513.74 m²

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	敷地求積図		
A3縮尺	1／600	A1縮尺	1／300
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A／005	

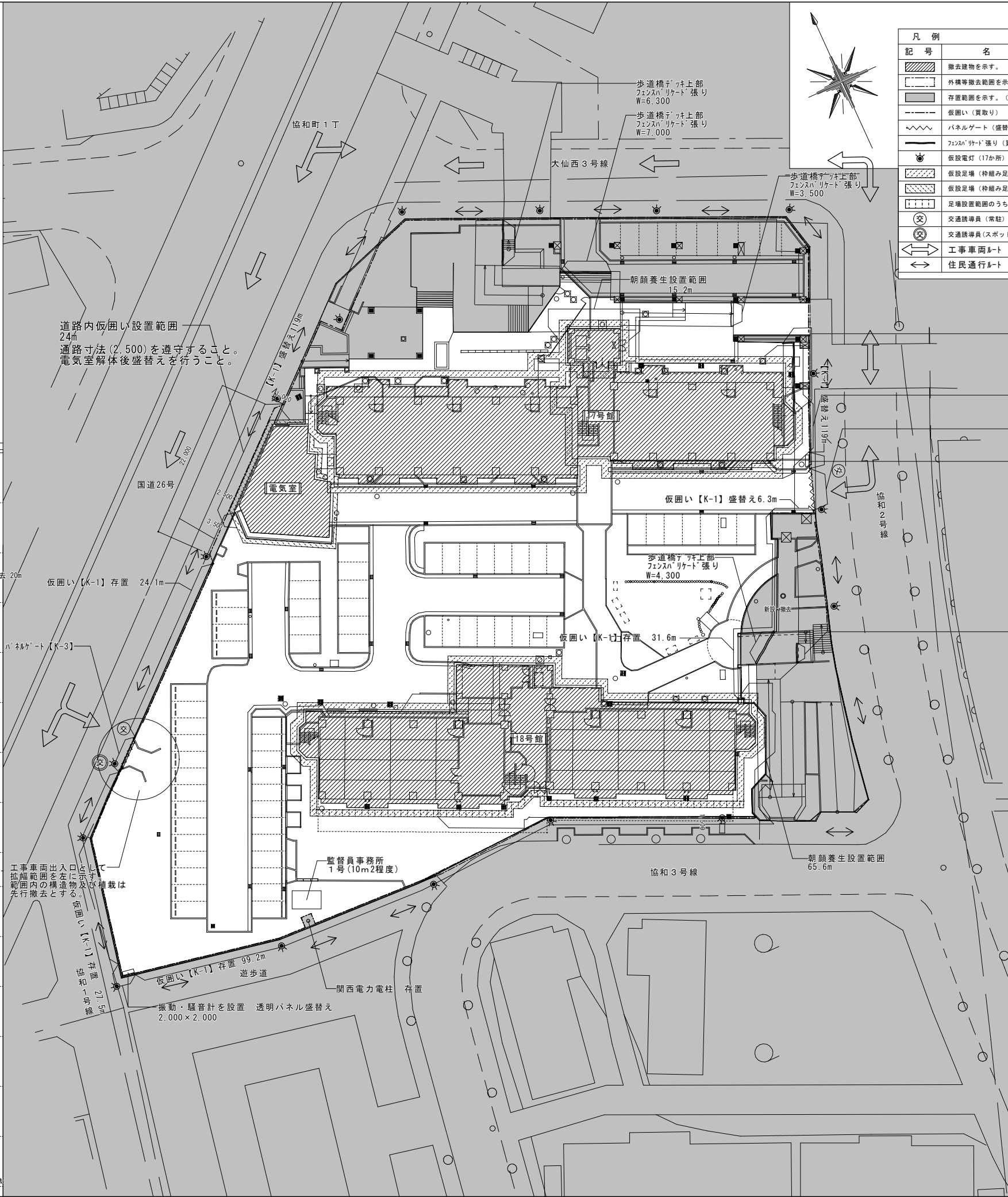
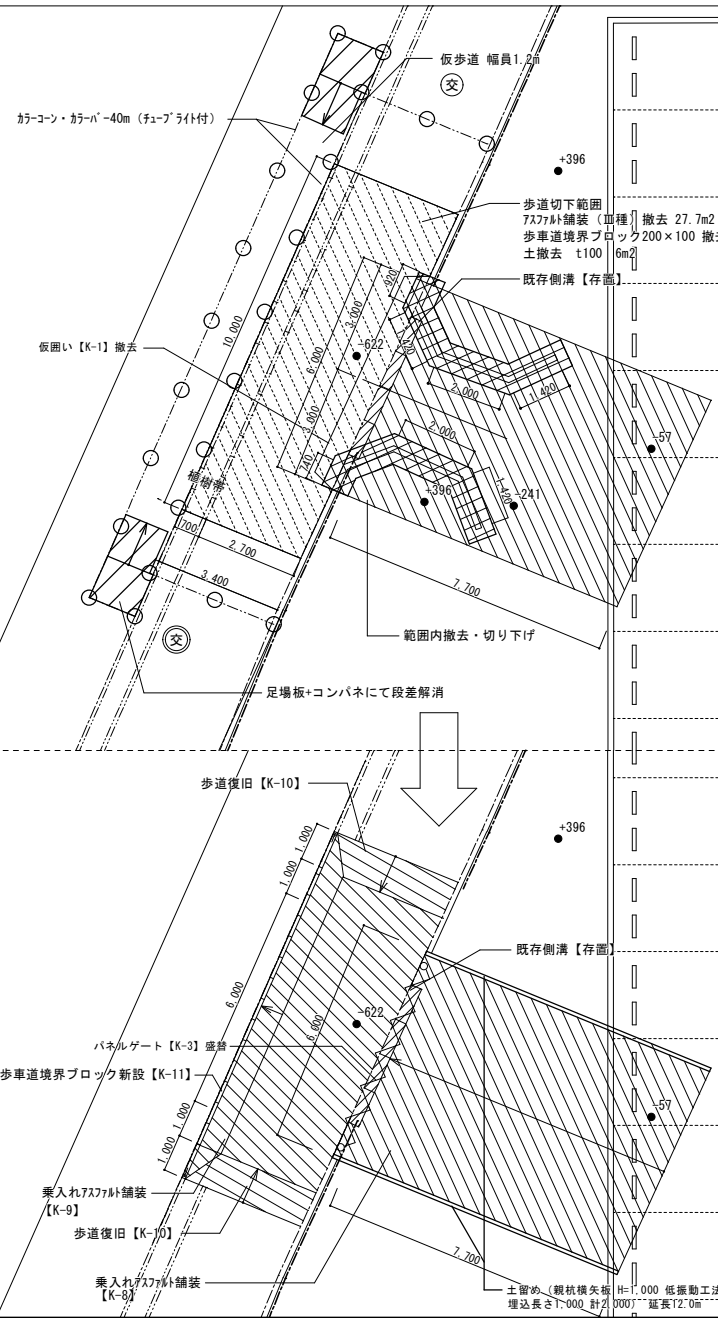


- 敷地周囲に固形鋼板H=3,000（別途先行工事）一部移設（本工事）+防音シートH=1,800（本工事）設置（侵入や不法投棄を防ぐため先行で行うこと。）
解体敷地周囲の固形鋼板には照明器具を取り付けること。（E工事）
- 既存歩道切下げ工事（H=10,000）、既存入口幅幅工事（H=6,000）車両軌跡確保のための植栽等撤去共
現場事務所・監督員事務所等の設置（既設駐車場は現場事務所併用及び工事用駐車場として利用すること。）
- 建築解体工事（18号棟~17号棟の順で行うこと。歩道橋付接続部）
外部足場設置+内部アスベスト除去工事+内装撤去工事+内装腐蝕部アスベスト除去工事（発生材は既存EVを使用し搬出すること。）
EV給電系統を除く建物内部設備機器（照明器具、弱電機器、空調機・給湯器等）撤去工事
階上解体（強力サポート（15t支持・掘止め具）を10箇所/スパン、解体階下3層に設置すること。安全性の確認は計算書にて受注者が行い、結果を監理員へ報告すること。）
屋上にバックホーを2機ラフタークレーン等に搭載すること。EVコア部分を境に東西に重機を配置し2系統にて解体すること。
塔屋部分1重機圧砕機にて解体搬去すること。またSRの壁・柱・梁の解体に関しては、
まず圧砕機でR部を撤去し、鉄骨柱・梁が現れた段階で脚部部分をガス切断し、躯体部分を圧砕機により内側へ倒し解体すること。
6階以下の部分については地上解体により解体すること。
本体基礎解体撤去（法付けオープンカット）+電気室解体撤去（基礎共、撤去範囲はA/55による）
- 外構掘土工事
駐車場周囲の外構及び舗装一部撤去工事を行う。

1. 工事における仮設は施工責任者により、仮設計画を行い設置すること。
2. 仮設工事着手前に仮設工事計画書を作成し、監督員に事前に承認を得ること。
3. 本型地は、工事区域以外は一概者なくを使用するため、工事状況により通材通所に安全仮設を行い、設置替えを行うこと。
4. 工事期間中は安全監視員を箇所位置に常駐配置し、工事状況により通所に増員を行うこと。車両出入の際は警備誘導を行うこと。
5. 外部に工事案内を提示すること。
6. 工事車両出入りに伴う一般道路の汚泥防止に努め、道路に汚れが生じた場合は速やかに清掃を行うこと。
7. 工事に伴い仮設、設備、道路に損害を与えた場合は、監督員に報告の上、請負負担により復旧すること。
8. 隣接道路の工事及び仮設材設置を行う際は、諸官庁への届出を行った上で施工すること。
9. 工事期間中における防犯灯（既存含む）電気料金については、関係電力申請の上、施工者により支払うものとする。

また、保守管理についても施工者の責任により行うものとする。

10. 大型車両の入場については西側ゲートを使用すること。



凡 例	記 号	名 称	備 考	詳細番号	区 分
		撤去建物を示す。	協和町西17号館・18号館・電気室		撤去
		外構等撤去範囲を示す。			
		存置範囲を示す。(歩道構共)	範囲内で破損したモノは復旧すること。		存置
		仮囲い(買取り)	万歩幅板 H=3,000-1800 防犯3-21透明板 H=3,000-1800	[K-1] [K-2]	新設・撤去
		パネルゲート(盛替)	W=5,400 H=4,500		盛替
		フェンス/ガード張り(買取り)	歩道構上・上部・下部に設置 工事区域内への進入防止措置 H=1,800	[K-6]	新設・存置
		仮設電灯(17号所)【設備工事】	約20m間隔に設置		新設
		仮設足場(枠組み足場W=900)	防犯ハ・お張りとし、朝晩養生記載部は、 落着防止の朝網を設置する。		新設・撤去
		仮設足場(枠組み足場W=900)	足場高さは、建物高さ+1.0mとす。		新設・撤去
		足場設置範囲のうちの防犯ハ・お防音シート範囲			
		交通誘導員(常駐)2名	国道26号線側には、 検定合格誘導員を配置すること。		
		交通誘導員(スポット)18名	国道26号線側には、 検定合格誘導員を配置すること。(非常駐)		
		工事車両<ト>			
		住民通行<ト>			

※特記なき事項は新設とする。
 ※新設するガードフェンスは盛替再利用とすること。
 ※新設する仮囲いの内A/06に記載の数量については
 盛替再利用とすること。

歩道橋デッキ上部
フェンスハリケート張り
W=11,500

朝顔養生設置範圍
23.0m

ハ^ニネルケ^ニト盛替え

振動・騒音計を設置 透明パネル盛替え L=2,000共

—ガードフェンス 2.7m 存置

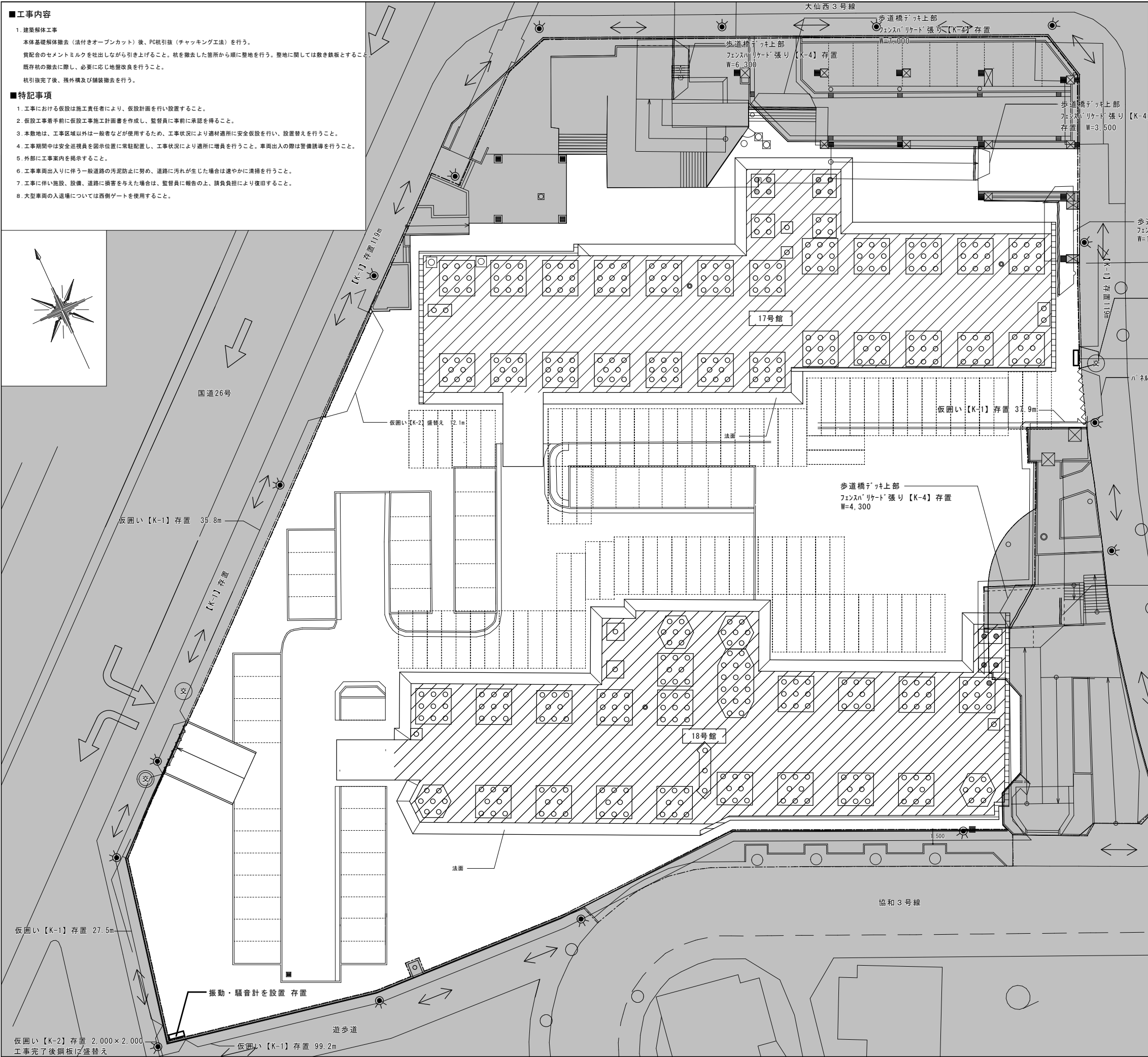
工事名称	協和町西団地 1 7 号館ほか 1 棟解体工事		
図面名称	仮設計画図 (1)		
A 3 縮尺	1 / 6 0 0	A 1 縮尺	1 / 3 0 0
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		A / 0 0 7

■工事内容

1. 建築解体工事
- 本体基礎解体撤去（法付きオープンカット）後、PC杭引抜（チャッキング工法）を行う。
- 貸配合のセメントミルクを吐出しながら引き上げること。杭を撤去した箇所から順に整地を行う。整地に関しては敷き鉄板とすること。
- 既存杭の撤去に際し、必要に応じ地盤改良を行うこと。
- 杭引抜完了後、残外構及び舗装撤去を行う。

■特記事項

1. 工事における仮設は施工責任者により、仮設計画を行い設置すること。
2. 仮設工事着手前に仮設工事施工計画書を作成し、監督員に事前に承認を得ること。
3. 本敷地は、工事区域以外は一般者などが使用するため、工事状況により適材適所に安全仮設を行い、設置替えを行うこと。
4. 工事期間中は安全監視員を図示位置に常駐配置し、工事状況により適所に増員を行うこと。車両出入の際は警備誘導を行うこと。
5. 外部に工事案内を掲示すること。
6. 工事車両出入に伴う一般道路の汚泥防止に努め、道路に汚れが生じた場合は速やかに清掃を行うこと。
7. 工事に伴い施設、設備、道路に損害を与えた場合は、監督員に報告の上、請負負担により復旧すること。
8. 大型車両の入退場については西側ゲートを使用すること。



凡 例				
記 号	名 称	備 考	詳細番号	区 分
	解体工事範囲を示す。			
	土止めを示す。観杭損失板 H=3,000	低振動工法 引抜共 計97.3m		
	仮囲い	おー側面 H=3,000×1,800 おー側面 H=3,000×1,800	[K-1] [K-2]	新設・存置
	パネルゲート	W=5,400 H=4,500		存置
	フェンスバリアード張り	歩道橋デッキ上部、下部に設置 工事区域への進入防止措置 H=1,800	[K-6]	存置
	仮設電灯（17か所）	約20m間隔に設置		存置
	交通誘導員（常駐）2名	国道26号線側には 検定合格警備員を配置すること。		
	交通誘導員（スポット）18名	国道26号線側には 検定合格警備員を配置すること。（非常駐）		
	工事車両入・出			
	住民通行入・出			
	存置範囲（歩道橋共）	範囲内で破損したモノは復旧すること。		存置

※特記なき事項は新設とする。

透明パネル L=2,000 存置 工事完了後鋼板に盛替え

杭一覧
17号館
杭種：PC杭
杭径：φ500×80
杭長：22.0m
杭本数：231本（内8本存置）
試験杭本数：2本
18号館
杭種：PC杭
杭径：φ500×90
杭長：25.0m
杭本数：206本（内5本存置）
試験杭本数：1本

振動・騒音計を設置 存置

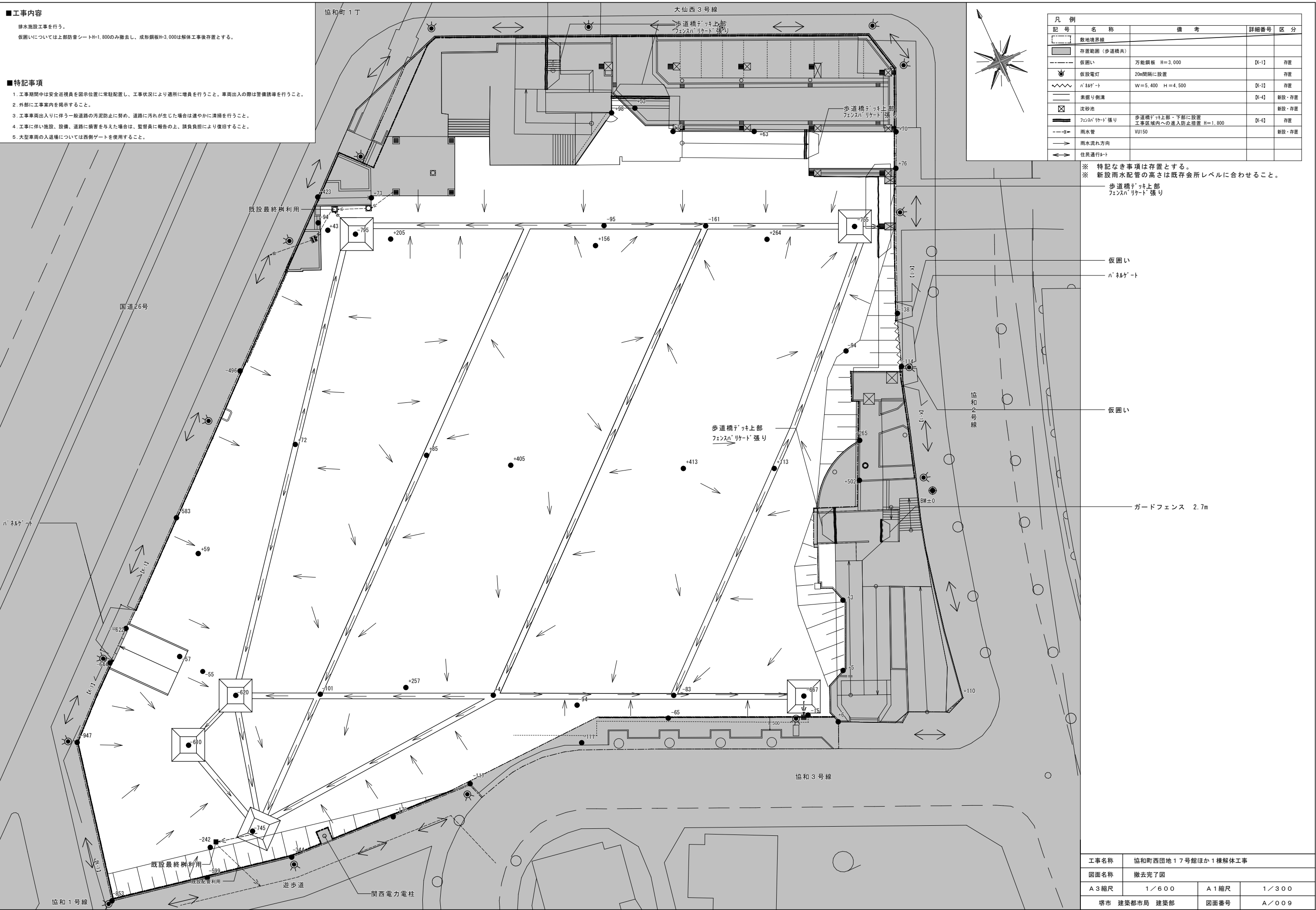
パネルゲート【K-3】存置

フェンスバリアード張り【K-4】 2.7m 存置

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	仮設計画図（2）		
A3縮尺	1／400	A1縮尺	1／200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A／008	

仮囲いについては上部防音シートH=1,800のみ撤去し、成形鋼板H=3,000は解体工事後存置とする。

1. 工事期間中は安全監視員を固定位置に常駐配置し、工事状況により適所に増員を行うこと。車両出入の際は警備誘導を行うこと。
2. 外部に工事案内を提示すること。
3. 工事車両出入に伴う一般道路の汚泥防止に努め、道路に汚れが生じた場合は速やかに清掃を行うこと。
4. 工事に伴い施設、設備、道路に損害を与えた場合は、監督員に報告の上、賠償負担により復旧すること。
5. 大型車両の入退場については西側ゲートを使用すること。



[illegible]

コニツト内部仕上表

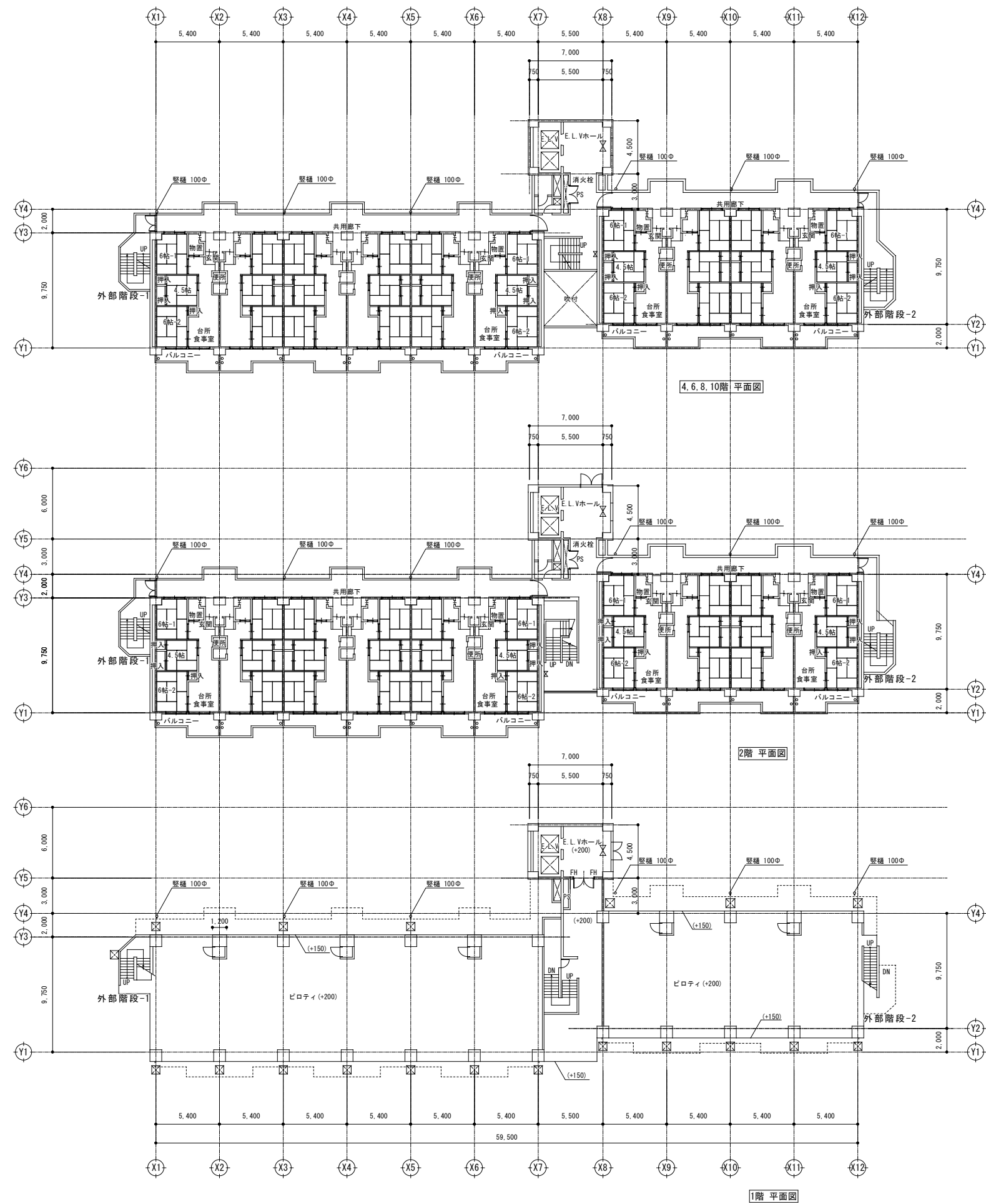
項目 室名	仕上 下地材	床		巾木		腰		壁		天井		梁型		不部・欽部 その他 塗装	備考
		仕上	塗装	仕上	高サ	塗装	仕上	塗装	仕上	塗装	仕上	塗装	仕上		
玄関	RC	合成樹脂塗床(テフロン被膜)		珪藻土塗	70	U.E		ガラスブロック (一部サニタリパネル下地 102貼)						不部 CL	不足箇、巾巻付貼着。 木製スクリーン カテンロール (外部) 窓名札板。
	W	(ホリウレタン系塗膜防水下地) 板厚 70mm ②12mm		木製 (米松)	85	O.P		ガラスブロック ガラス繊維 102貼		ローワールガラスブロック ②12mm		ガラスブロック ②12mm 102貼			
台所 食事室	RC			木製 (米松)	85	O.P		珪藻土下地 102貼 一部 100角 珪藻土 貼付				珪藻土 102貼		不部 CL	流し台、コンロ 巾巻付、水の廻り、食器品 (巾巻付) 排水フード 湯沸器取付用横木、ビス留 カテンロール (2重)
	W	板厚 70mm ②12mm		木製 (米松)	85	O.D		ガラスブロック ガラス繊維 102貼		ローワールガラスブロック ②12mm					
物置	RC	(ホリウレタン系塗膜防水下地) 珪藻土塗		(ホリウレタン系塗膜防水下地) 珪藻土塗				珪藻土塗	VP					不部 OP	タイル貼金物 BF管取付用枠
	W									珪藻土 17mm 貼付					
便所	RC	(ホリウレタン系塗膜防水下地) 合成樹脂塗床		(ホリウレタン系塗膜防水下地) 100角珪藻土貼				珪藻土 100角珪藻土、色付						不部 OP	タイル貼金物
	W									珪藻土 100角 珪藻土 ②12mm	VP				
押入	RC							ラワンベニヤ ②27mm						不部 珪藻土 17mm	中板床 55mm ラワンベニヤ
	W	ラワンベニヤ ②27mm		珪藻土 17mm				ラワンベニヤ ②27mm		ラワンベニヤ ②55mm 7777					
天袋	RC							ラワンベニヤ ②27mm		珪藻土 17mm ②27mm				不部 珪藻土 17mm	
	W	ラワンベニヤ ②55mm		珪藻土 17mm				ラワンベニヤ ②27mm 一部 珪藻土 17mm ②27mm		珪藻土 17mm ②27mm					
6帖-1 後室	RC							ガラス繊維 102貼		ガラスブロック ガラス繊維 102貼		ガラスブロック ガラス繊維 102貼		不部 珪藻土 17mm	カテンロール (2重) ルーバー取付用(インサート・ホルト、スリーブ管)
	W	珪藻土 (床板 珪藻土 102貼) 一部 珪藻土 貼		珪藻土 17mm				ガラス繊維 102貼 ガラス繊維 102貼		ガラス繊維 102貼 ガラス繊維 102貼					
6帖-2	RC							ガラス繊維 102貼 珪藻土 17mm ②27mm				ガラス繊維 102貼 砂壁状塗料吹付		不部 珪藻土 17mm	カテンロール (2重) ルーバー取付用(インサート・ホルト、スリーブ管)
	W	珪藻土 (床板 珪藻土 102貼)		珪藻土 17mm				ガラス繊維 102貼 珪藻土 17mm ②27mm		2-10mm 板厚 珪藻土 貼付 11-12mm 珪藻土 貼付 敷目貼					
4.5帖	RC											ガラス繊維 102貼 ガラス繊維 102貼		不部 珪藻土 17mm	
	W	珪藻土 (床板 珪藻土 102貼)		珪藻土 17mm				ガラス繊維 102貼 珪藻土 17mm ②27mm		2-10mm 板厚 珪藻土 貼付 11-12mm 珪藻土 貼付 敷目貼					
バルコニー	RC	(ホリウレタン系塗膜防水下地) 100角珪藻土貼		(ホリウレタン系塗膜防水下地) 珪藻土塗	木上 100		珪藻土 100角 珪藻土 貼付 珪藻土 100角 珪藻土 貼付	珪藻土 100角 珪藻土 貼付 珪藻土 100角 珪藻土 貼付		ベニヤ 100角 珪藻土 貼付	7777 11-12mm	珪藻土 100角 珪藻土 貼付			バルコニー 珪藻土 貼付 珪藻土 100角 珪藻土 貼付 珪藻土 100角 珪藻土 貼付
	W														

凡 例			
O.P	珪藻土 珪藻土	O.S	珪藻土 珪藻土
V.P	珪藻土 珪藻土	U.E	珪藻土 珪藻土
		W	珪藻土 珪藻土
C.L	珪藻土 珪藻土		珪藻土 珪藻土

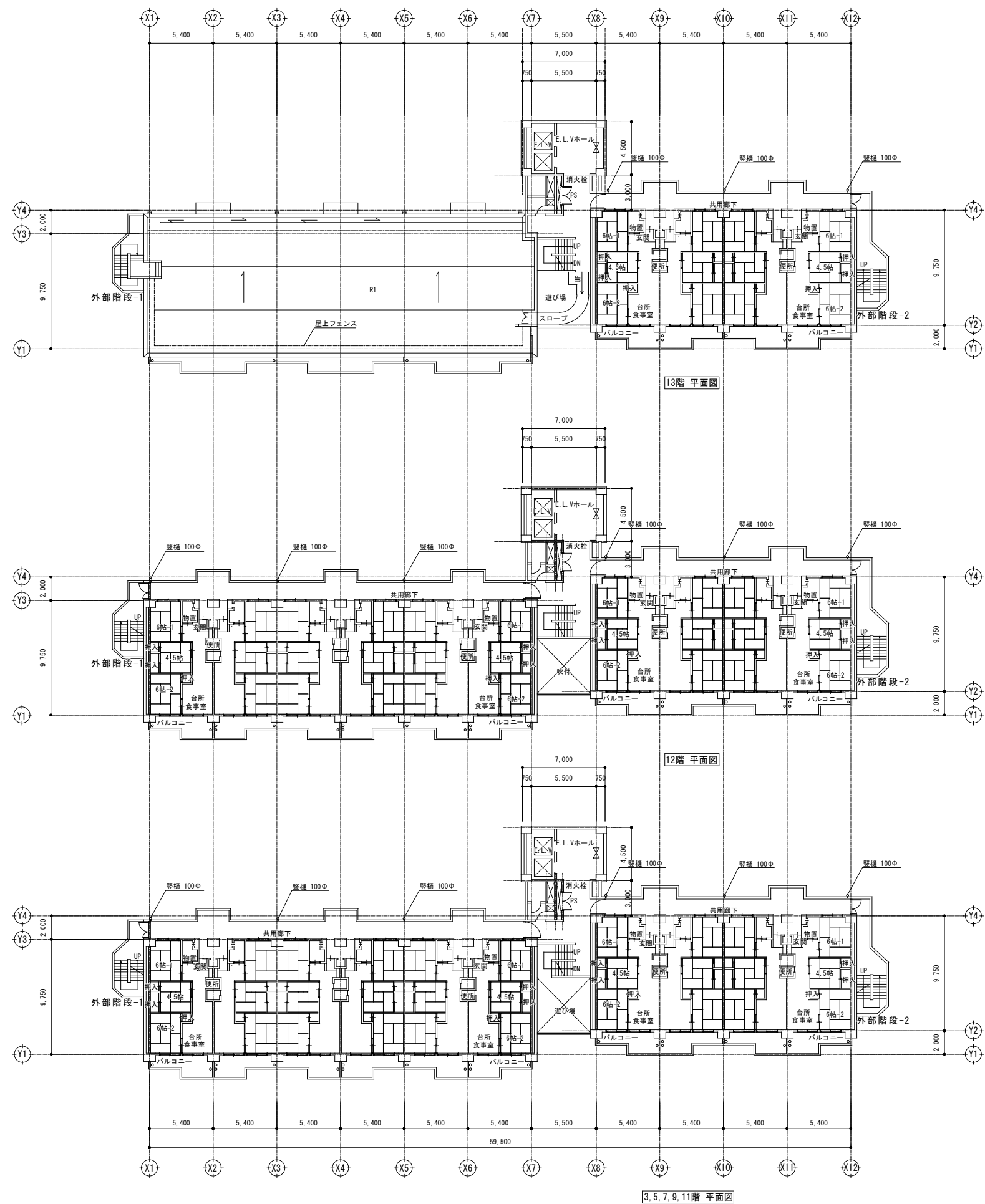
F 凡 例	
RC	珪藻土 珪藻土
W	珪藻土 珪藻土

註・珪藻土 珪藻土 珪藻土
珪藻土 珪藻土 珪藻土
珪藻土 珪藻土 珪藻土
珪藻土 珪藻土 珪藻土

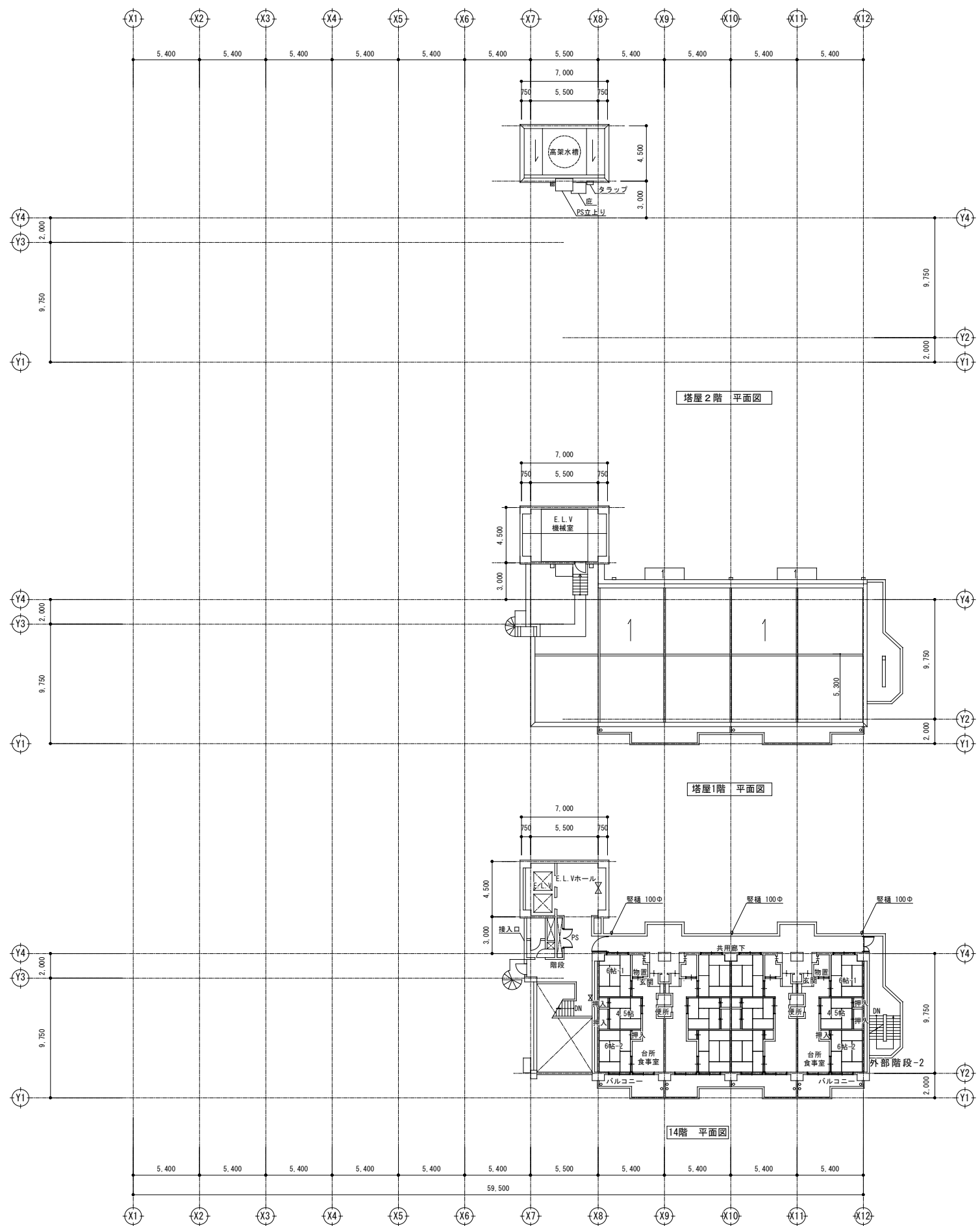
工事名称	協和町西田地 17号館ほか 1棟解体工事		
図面名称	17号館 エント内部仕上表		
A3縮尺	—	A1縮尺	—
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/012	



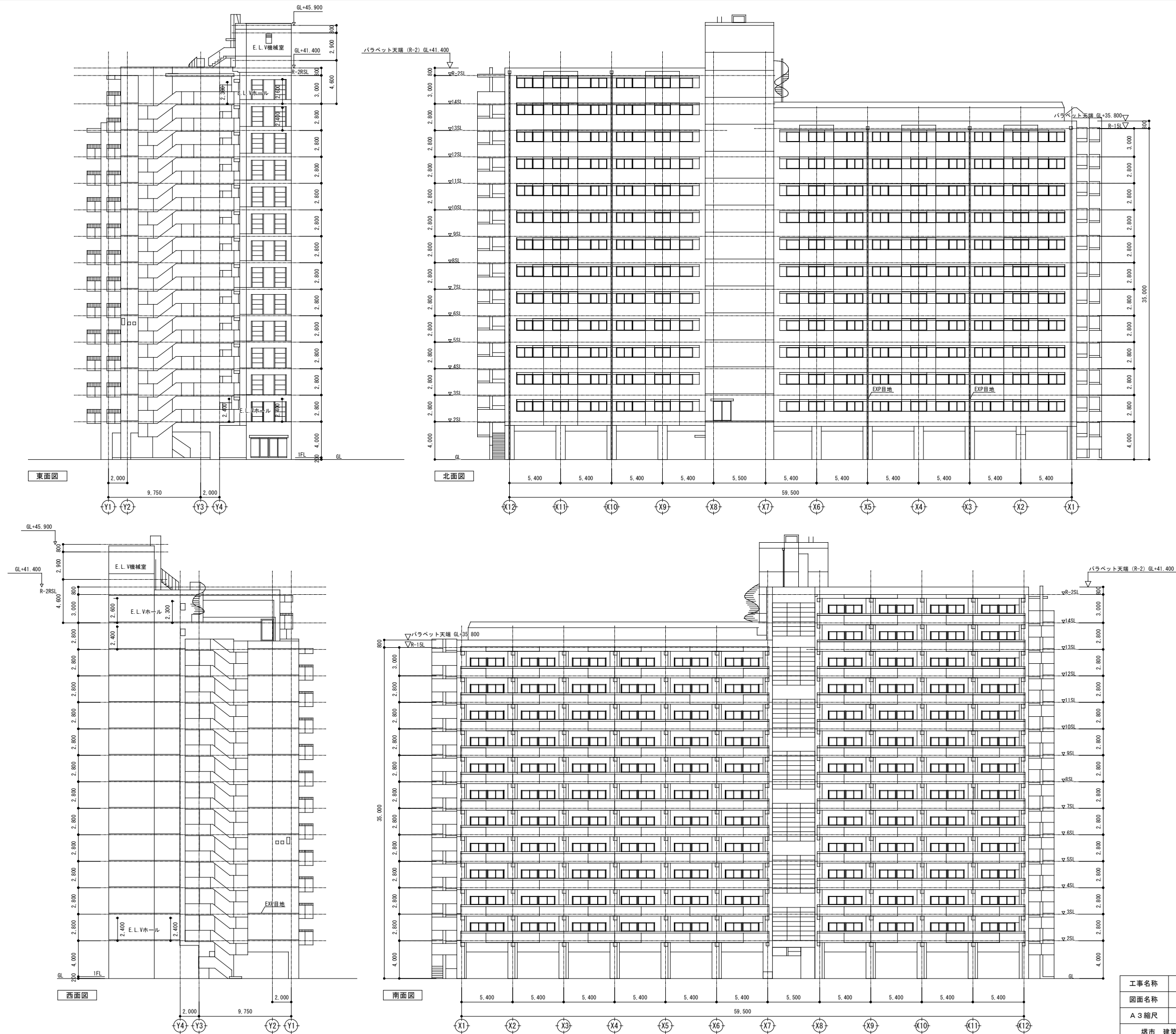
工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 平面図 (1)		
A3縮尺	1/400	A1縮尺	1/200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/013	



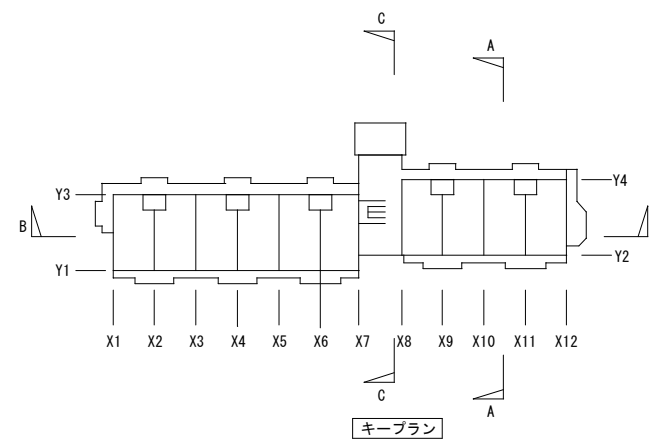
工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 平面図(2)		
A3縮尺	1/400	A1縮尺	1/200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/O14	



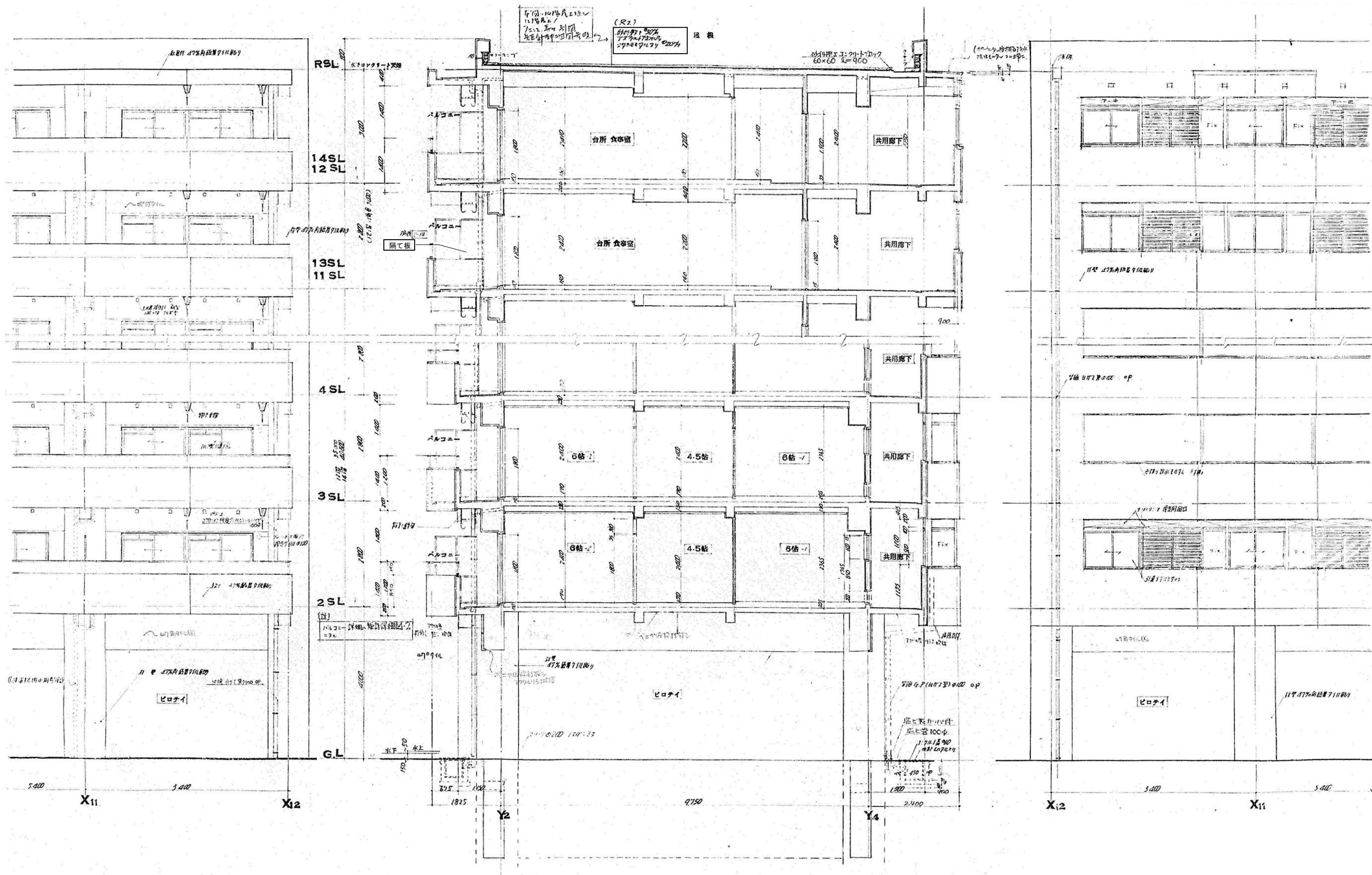
工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 平面図 (3)		
A3縮尺	1/400	A1縮尺	1/200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/O15	



工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 立面図		
A3縮尺	1/400	A1縮尺	1/200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/O16	

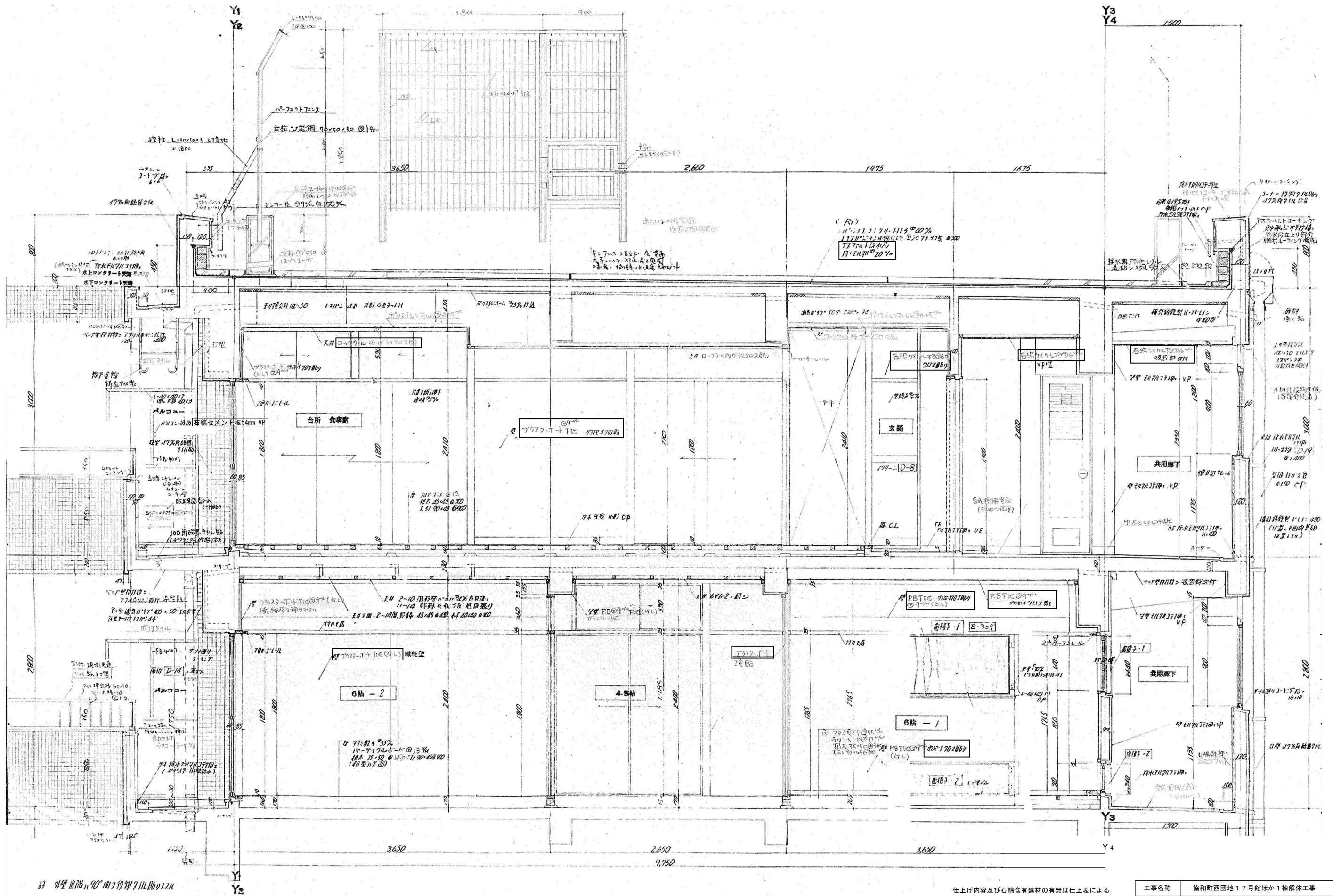


工事名称	協和町西団地 17号館ほか 1棟解体工事		
図面名称	17号館 断面図		
A3縮尺	1/400	A1縮尺	1/200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		A/017



アスベスト含有みなし建材を示す。

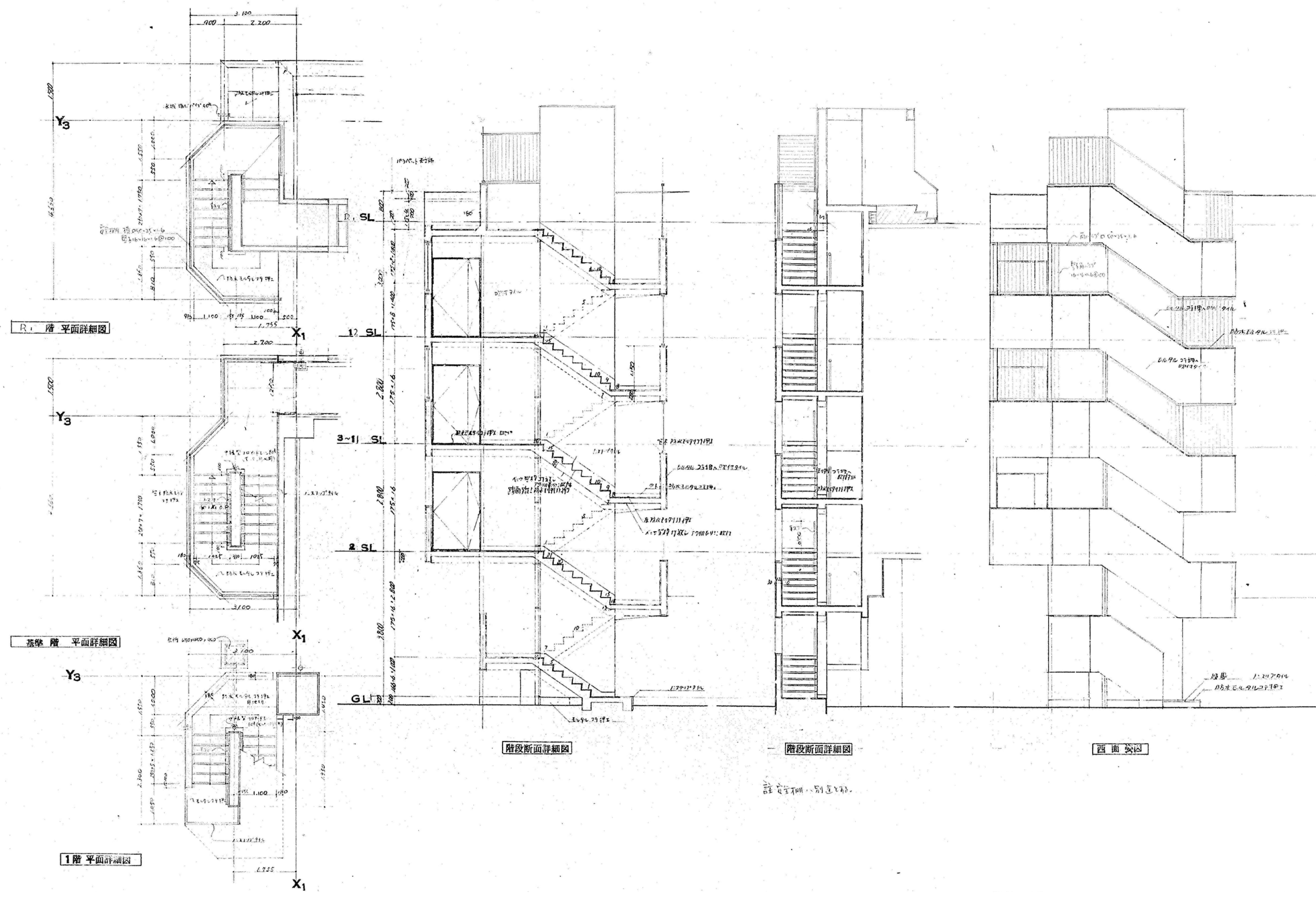
工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 矩計詳細図(1)		
A3縮尺	1:100	A1縮尺	1:50
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/O18	



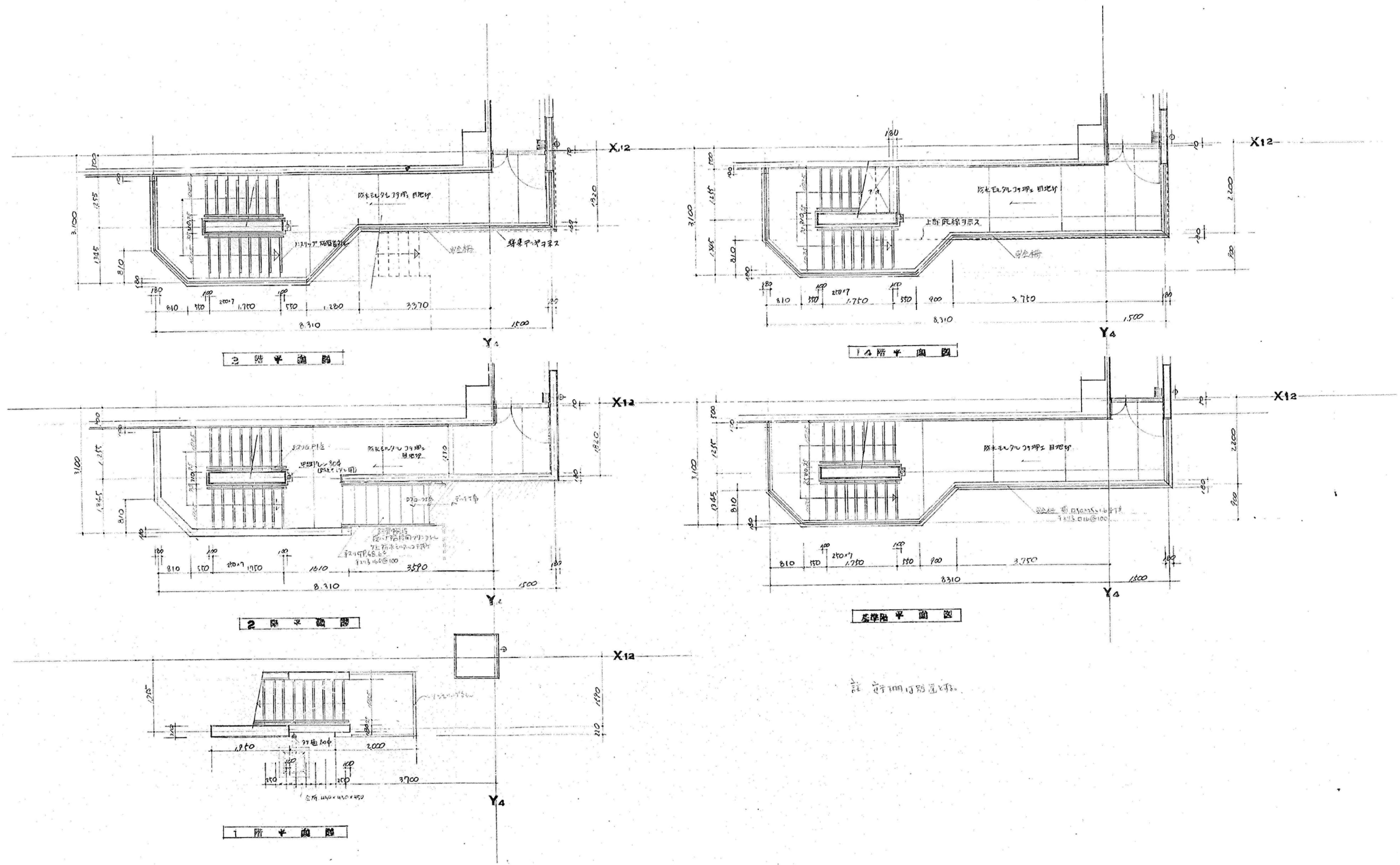
仕上がり内容及び石綿含有建材の有無は仕上表による

アスベスト含有みなし建材を示す。

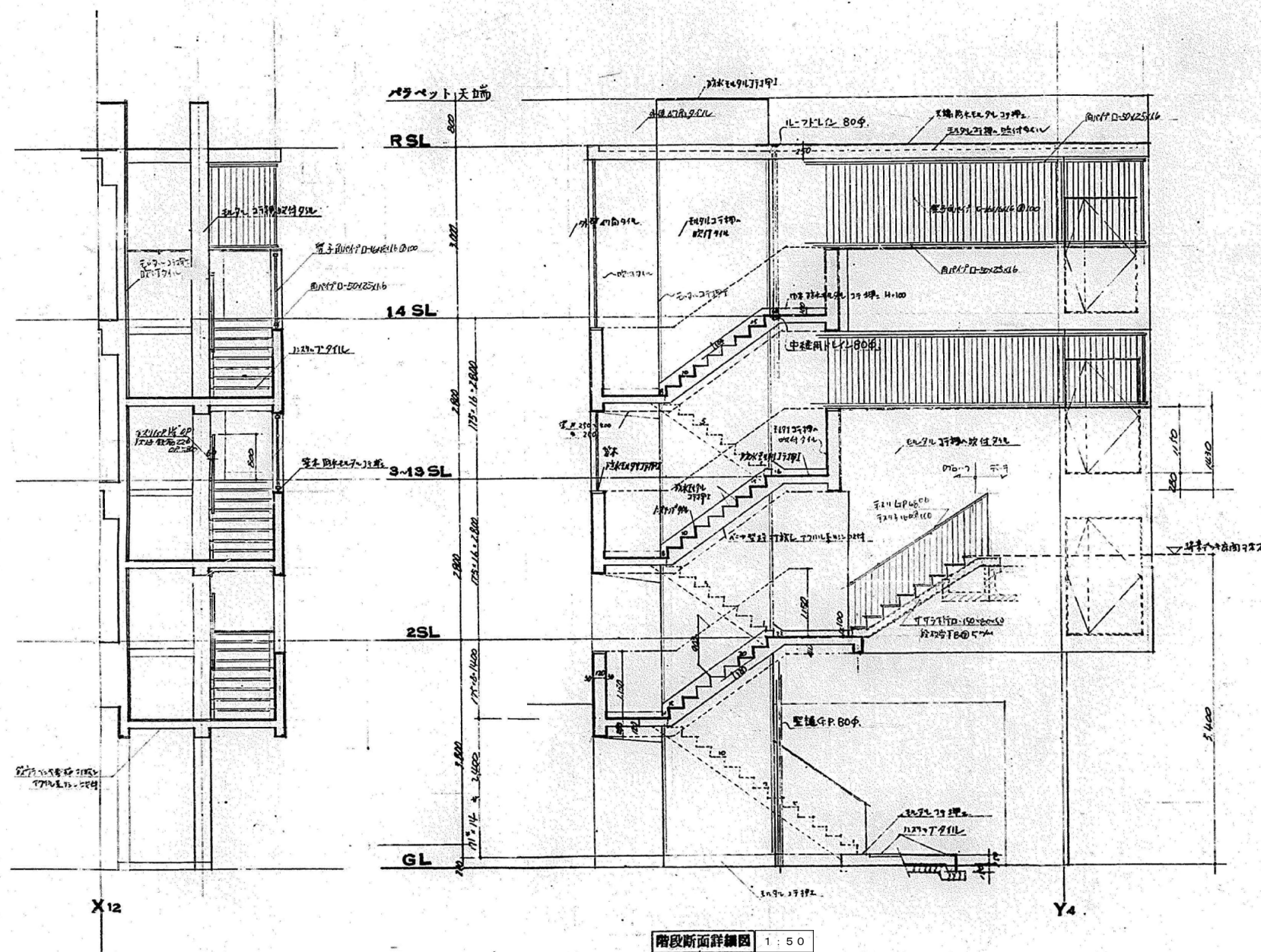
工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 短計詳細図(2)		
A3縮尺	1/40	A1縮尺	1/20
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/019	



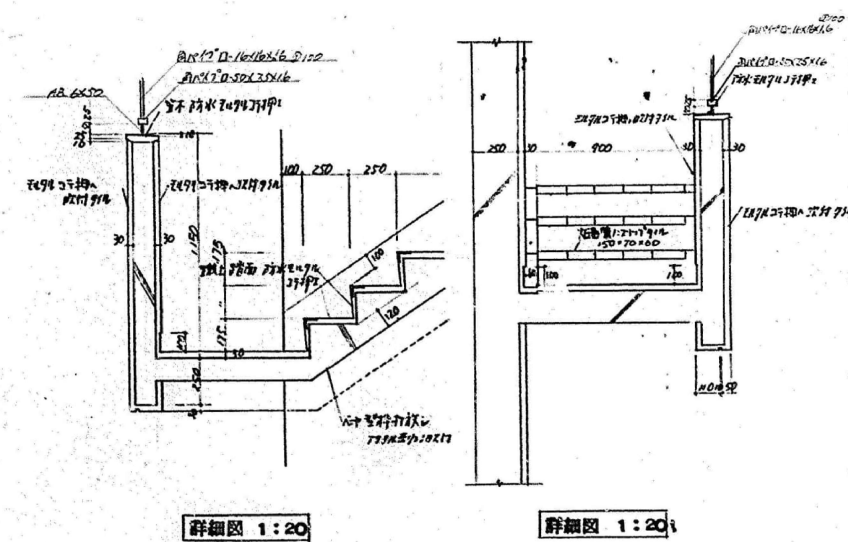
工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 外部階段(1) 平面詳細図・断面詳細図		
A3縮尺	1/100	A1縮尺	1/50
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/020	



工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 外部階段(2) 平面詳細図		
A3縮尺	1:100	A1縮尺	1:50
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/021	



詳 通ずる台 別図173。



工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 外部階段(2) 断面詳細図・詳細図		
A3縮尺	—	A1縮尺	—
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/022	